

鳥取県地域医療構想について

- 平成25年度の通常国会で成立した医療介護総合確保推進法により、平成27年4月より都道府県が地域医療構想を策定。
- 地域医療構想は、2025年に向け、病床機能の分化・連携を進め、患者の医療ニーズにあった医療供給体制を構築するため、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、その実現を図るもの。
- 都道府県が地域医療構想の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含むガイドラインを作成・発出。

【地域医療構想の内容】

1. 2025年の医療需要と病床の必要量(必要病床数)

- 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに推計
- 都道府県内の構想区域(2次医療圏が原則)単位で推計

2. 将来あるべき医療供給体制を実現するための施策

- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備
- 医療従事者の確保・養成等

なぜ地域医療構想が必要なのか？

医療における2025年問題

- 2025年とは団塊の世代が75才になる年
 - － 医療・介護需要の増大、慢性疾患や複数疾病を抱える患者の増大（医療ニーズの増加・変化）
- 高齢者人口の増加には大きな地域差
 - － 地域によっては高齢者人口の減少が既に開始
- 現在の日本の医療供給体制は、いわば急性期医療中心。
- 今後の医療ニーズの増加・変化に対応するためには、医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。

地域医療構想

○都道府県の地域医療行政に「医療保険者」
(保険者協議会及び協会けんぽ)としての関与が法定化

【「医療法等の改正」(地域医療・介護一括法)】

協会けんぽ各支部

関与

関与が法定化

都道府県が策定

●医療計画

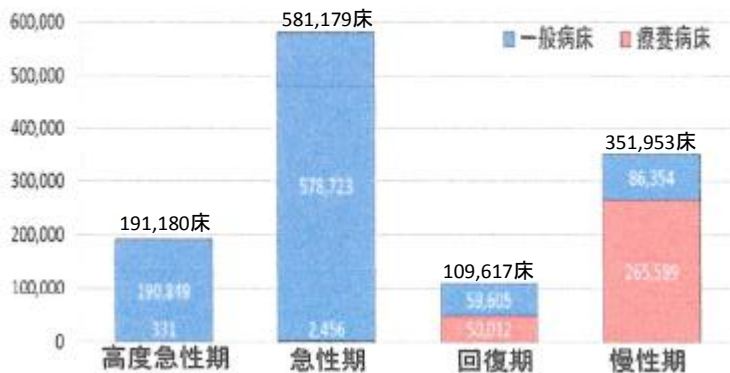
●地域医療構想(ビジョン)

●都道府県計画

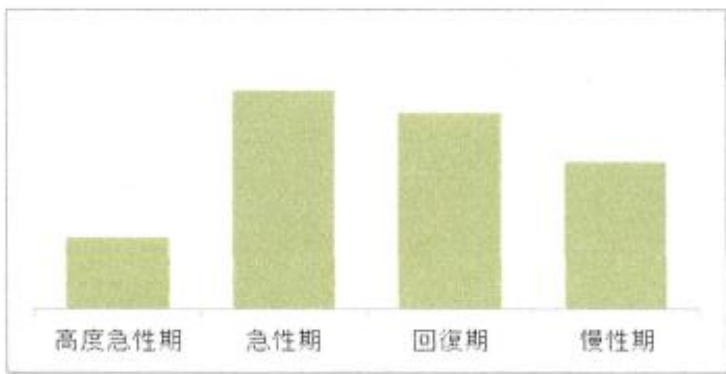
●医療費適正化計画

全国

現在の病床数の集計(全国)

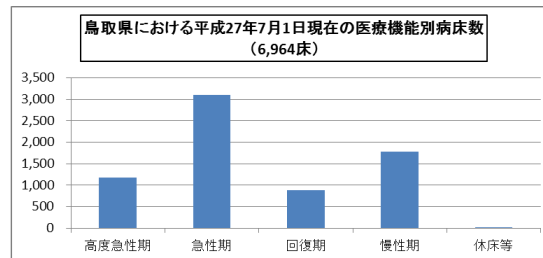


【地域医療構想の必要病床数】

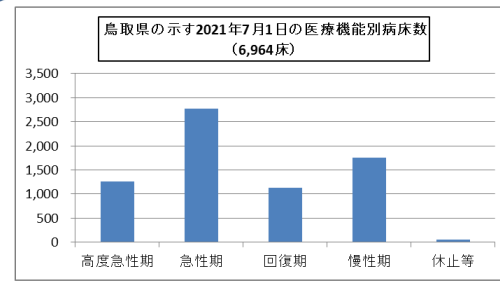
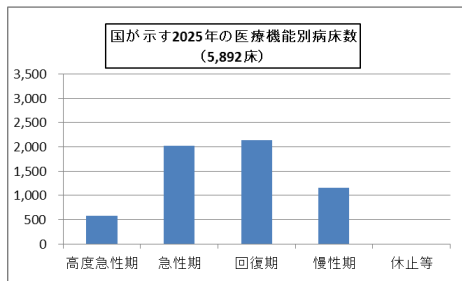


鳥取県

鳥取県の現状と将来の病床数



必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備にむけて検討中

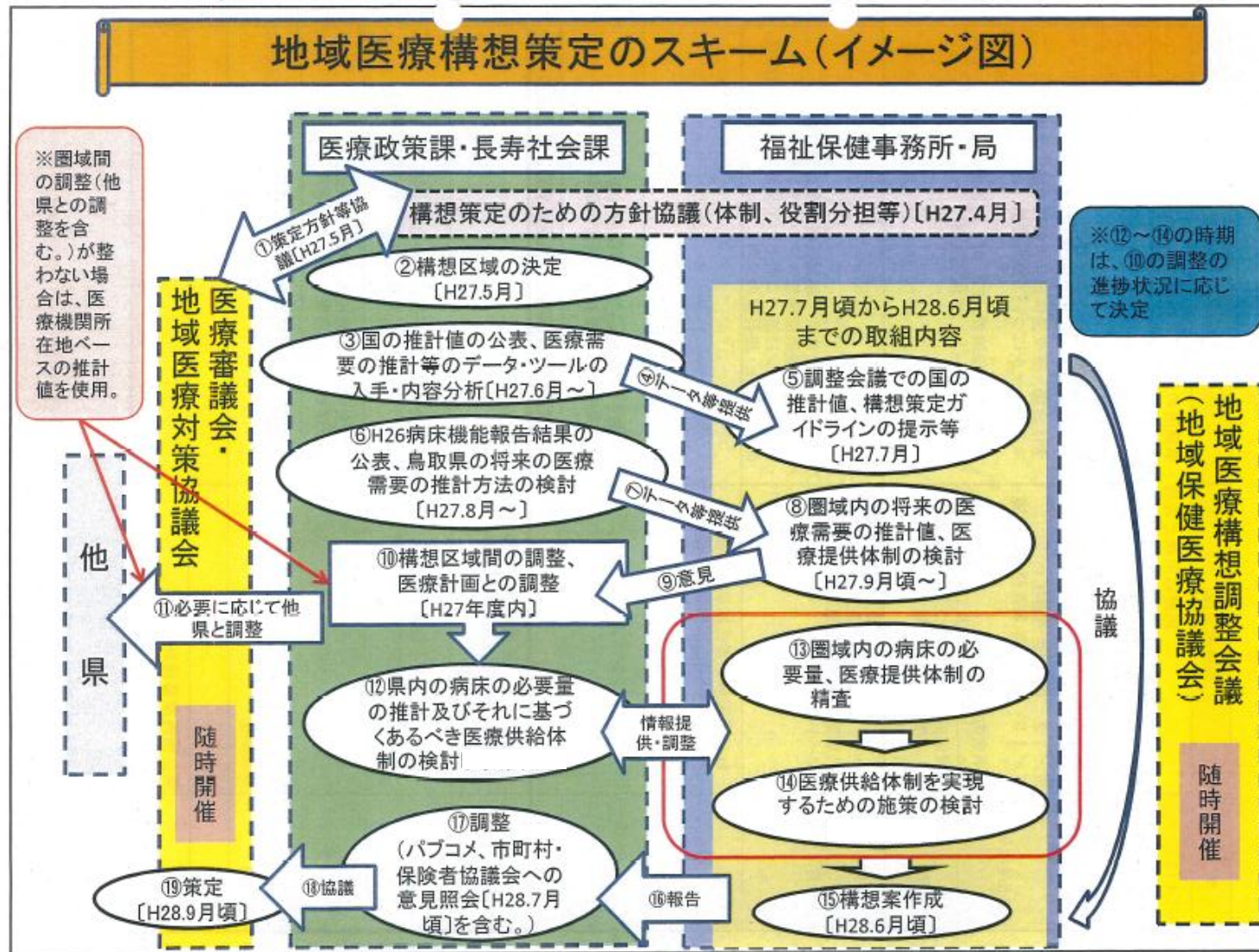


都道府県において、団塊の世代が75歳を迎える2025年以降の医療ニーズの増加・変化に対応するため、医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。

協会けんぽ鳥取支部

保険者協議会と連携して関与・意見発信を行います。

鳥取県における「地域医療構想」策定のフロー



「鳥取県地域医療構想」とは？

- 我が国では、**団塊の世代が後期高齢者となる2025年には**、複数の疾患を抱え慢性疾患の有病率が高い**後期高齢者が大きく増加することから**、医療や介護の必要性が大きく高まり、病床機能の分化及び連携、在宅医療・介護の推進、地域包括ケアシステムの構築といった**「医療・介護サービスの提供体制の改革」**が求められています。
- 鳥取県では、65歳以上の高齢者人口が3割近くに達し、全国平均よりも早く高齢化が進行していることから、その対策は喫緊の課題となっており、本県では、地域の実情や患者のニーズに応じて、患者の状態が、**「高度急性期」から「急性期」、「回復期」、「慢性期」、「在宅医療・介護」に至るまで一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制を確保するための取組などを「鳥取県地域医療構想」として策定**されます。
- 「鳥取県地域医療構想」は**医療法に基づき策定**するもので、本県の保健医療対策の基本方針を定めた**「鳥取県保健医療計画」の一部として位置づけられる**ものです。
- 医療需要の推計や分析、将来の**医療提供体制のあり方などを検討する地域の単位となる「構想区域」**は、本県の地理的、歴史的、経済的、文化的な背景や「鳥取県保健医療計画」との均衡を踏まえ、**同計画上の二次保健医療圏と同様として、東部、中部、西部の三区域に設定**しています。

構想策定の体制



地域医療構想47都道府県の状況

地域医療構想の策定状況(平成28年3月31日現在)

策定済み	12都府県(青森、岩手、栃木、千葉、静岡、滋賀、大阪、奈良、岡山、広島、愛媛、佐賀)
未策定	35道府県

保険者協議会の意見提出の状況(平成28年6月13日現在)

地域医療構想策定前に意見提出	21都府県(鳥取県は平成28年3月8日提出) ※その後策定は11都府県
----------------	--

鳥取支部が主導し、支部の分析資料等に基づき、保険者協議会から意見書を鳥取県へ提出(平成28年3月)

意見書における特記事項

- 本協議会として、本県の医療費等の動向について、全国平均や県平均と比較する手法を用いて精査した結果、別紙意見書のような傾向が推察された。当意見書の内容について検討していただき、今後の地域の実情に応じたよりよい医療提供体制の構築や医療費適正化の推進に活用していただきたい。
- また、本協議会としてはデータヘルスの推進や加入者(被保険者)への健康づくり、特定健診・特定保健指導など健康の保持増進やジェネリック医薬品の利用促進など、それぞれ医療費の適正化に努めている。また、今後は加入者に医療を取り巻く状況の周知や、一層の適切な受診行動の促しなど、加入者と一緒になって取り組んでいくこととしている。
- 地域医療構想の策定に際しては、医療費を負担する我々医療保険者や医療保険料(税)を負担する加入者の立場、更には医療保険財政をめぐる厳しい状況にも考慮していただき、一層の医療費の適正化に十分配慮した内容にしていただきたい。